

2018年10月1日
株式会社 七十七銀行

民事信託契約に基づく預金口座の取扱開始について

株式会社 七十七銀行（頭取 小林 英文）では、高齢化の進展に伴い、民事信託を活用した資産管理が普及している現状を踏まえ、民事信託契約に基づく預金口座の取扱いを開始することから、下記のとおりお知らせいたします。

当行は、今後ともお客さまの幅広いニーズにお応えするとともに、お客さまの資産管理等にかかるサポートの充実に努めてまいります。

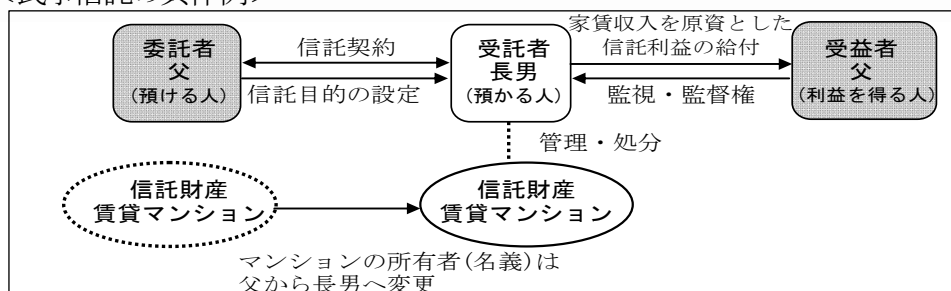
記

1. 民事信託の概要

民事信託とは、年齢を重ねた委託者の方が、認知症等で判断能力が低下した場合に備え、信頼できるご家族（受託者）に資産（不動産、預金等）管理を任せられる方法であり、通称「家族信託」とも呼ばれています。また、民事信託の活用により、相続発生時、円滑な遺産分割が可能となります。

※ 信託契約の組成は、当行子会社である「七十七リサーチ&コンサルティング株式会社」にてご相談を承ることができます。

<民事信託の具体例>



2. 民事信託契約に基づく預金口座

委託者の資金について、受託者が受託者本人の資金とは分別して管理する預金口座です。

| 項目 | 内容 |
|----------|---------------------------|
| 口座のご名義 | 委託者〇〇〇〇 信託口 受託者△△△△ |
| 対象となる方 | 委託者：個人、受託者：個人または法人 |
| 取引種類 | 決済用普通預金または普通預金（総合口座は作成不可） |
| キャッシュカード | 発行可（代理人カードは発行不可） |

3. 取扱開始日

2018年10月1日（月）

4. 取扱店

全営業店

以上